

(証券コード：4235)

2018年3月14日

株 主 各 位

東京都八王子市明神町三丁目20番6号
ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 中 野 淳 文

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年3月28日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年3月29日（木曜日）午前10時
（当社は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、移行期である第53期（当事業年度）が2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月となっているため、本総会の開催日は前回定時株主総会の応当日と離れております。）
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階 翔王の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2017年4月1日から2017年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2017年4月1日から2017年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の表示をしたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>) に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS」という）を適用して連結計算書類を作成しており、前連結会計年度の数値もIFRSベースに組み替えて比較分析を行っております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、旺盛な外需及び個人消費と設備投資を中心とした内需に支えられ、年間を通して堅調に推移致しました。世界経済に関しましても、欧州、米国を始めとして安定した成長が続いております。

なお、弊社製品の最終消費地は米国を中心にほとんどが海外であり、日本よりも世界経済の動向に販売が影響を受け易い傾向があります。このような経済状況のもとで当社グループは、日本の第一化成株式会社（以下、第一化成）と米国のUltrafabrics Inc.（以下Uf社）の事業統合を2017年10月1日付の持株会社体制への移行を以て完了し、新しい体制による更なる事業成長への取り組みを開始致しました。グループ全体のビジネスの増加に加え、Uf社の売上が連結決算に反映されることにより、売上収益は期初の想定通りの水準に大幅に増加しました。しかしながら、Uf社の資産・負債を公正価値にて連結財務諸表に取り込む(PPA: Purchase Price Allocation)に際して顧客関連資産(Customer Relationship)など償却対象となる資産が計上され償却費が増加したこと、グループ再編にあたり持株会社の設立や内部統制の整備など将来の事業成長に向けた組織体制強化に係るコストが想定以上に掛かったこと、株式報酬費用を計上したことなどにより営業利益、税引前当期利益、親会社の所有者に帰属する当期利益は当初予定を大幅に下回りました。

この結果、2017年12月期の売上収益は78億48百万円、営業利益は5億72百万円、税引前当期利益は2億4百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は71百万円となりました。なお、2017年12月期は決算期を3月より12月に変更したことによる変則決算となるため、前年比情報は記載しておりません。

用途別の売上収益の概況は、次の通りであります。用途別の売上収益は、セクター別に多少のばらつきはあるものの、概ね計画通りに推移致しました。

なお、当連結会計年度より、売上収益はUf社及び従来のUf社以外への売上収益が合計されることに伴い、従来の家具・車輛用、手袋用、その他用、溶剤（DMF）として表示していた用途別情報を家具用、自動車用、航空機用、その他に変更しております。これに伴う用途別情報変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

①家具用

当社グループの製品は、北米を中心に椅子を始めとしたハイエンドのオフィス家具に採用されています。当社グループ製品の最大の特徴である柔らかな風合いに加え、通気性等の高い機能性がそのデザイン性ととも評価され、長年に亘って安定的に売り上げを伸ばしてきた事業分野であります。堅調な経済動向に加え、より快適な環境へのニーズも高まっており、当連結会計年度においても新規に当社グループ製品を採用する家具メーカーが増加致しました。

この結果、家具用の売上収益は24億13百万円となりました。

②自動車用

この事業分野では、これまでギアシフトブーツといった一部の内装材に当社グループ製品が使われて参りました。最近の技術開発により、シート等高い耐摩耗性や耐久性が求められる用途にも採用されております。特に欧米では、消費者が動物由来の素材を避ける傾向が高まっており、アニマルフリーでラグジュアリーな内装材として、当社グループ製品の採用を検討する自動車メーカーが増えております

この結果、自動車用の売上収益は19億66百万円となりました。

③航空機用

航空機用に関しては、プライベートジェット（ビジネスジェット）の内装を中心に事業展開をしてきました。大型の民間航空機でも、内装の一部に採用されております。二酸化炭素排出量を更に減少させたいというトレンドに加え原油価格の上昇もあり、本革や塩化ビニールと比べて大幅に軽量の合成皮革の採用意欲は高まる傾向にあります。

この結果、航空機用の売上収益は6億35百万円となりました。

④その他

この用途には、従来第一化成が直接販売を行っていた手袋用、衣料用、溶剤に加え、Uf社におけるほかの事業分野（RV、トラック、ボート、医療用等）が含まれます。これらのセグメントにおける売上収益に関しては、短期間に大幅に増加することはないものの安定的に成長しており、当連結会計年度も従来通りの動きとなっております。売上収益は28億34百万円となりました。

なお、用途別情報を変更したことにより前連結会計年度との比較が困難となる為、参考情報として以下に当連結会計年度の売上収益を、従来の用途別で表示しております。

(単位：百万円)

用途別	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)
家具・車輛用	4,921	7,126
手袋用	478	452
その他用	414	239
溶剤 (DMF)	61	31
合計	5,874	7,848

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は21億72百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・埼玉事業所における製造設備の新設及び更新
- ・群馬工場における製造設備の新設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として19億98百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収合併又は吸収分割の状況

当社は2017年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ディー・エス・シーと、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

当社子会社のDKK US INCとUltrafabrics, LLCは、2017年6月30日を効力発生日として、DKK US INCを存続会社とする吸収合併を行うとともに、「DKK US INC」の商号を「Ultrafabrics Inc.」に変更しております。

また、当社は2017年10月1日を効力発生日として、合成皮革事業を第一化成分割準備株式会社に承継させる吸収分割を行うとともに、当社の商号を「第一化成株式会社」から「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」、「第一化成分割準備株式会社」の商号を「第一化成株式会社」にそれぞれ変更しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2015年3月期)	第51期 (2016年3月期)	第52期 (2017年3月期)		第53期 (2017年12月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益(百万円)	4,744	5,204	5,431	5,874	7,848
営業利益(百万円)	751	958	517	2,947	572
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社の所有者に帰属する 当期利益(百万円)	588	843	2,912	2,887	71
1株当たり当期純利益又は 基本的1株当たり当期利益(円)	103.95	145.18	493.82	367.33	8.94
総資産又は資産合計(百万円)	4,633	6,483	24,920	25,332	26,917
純資産又は資本合計(百万円)	3,270	4,036	8,825	8,682	9,201
1株当たり純資産額 又は1株当たり 親会社所有者帰属持 分(円)	563.12	687.83	1,177.58	1,144.87	1,099.34

- (注) 1. 2017年12月期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに2017年3月期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。
3. 2017年12月期は9ヶ月間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）の変則決算となっております。
4. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益から普通株主に帰属しない金額を引き、自己株式数控除後の期中平均発行済普通株式数で除して、また1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、純資産の合計額又は親会社所有者帰属持分から普通株式に係らない金額を引き、自己株式数控除後の期末発行済普通株式数で除してそれぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2015年3月期)	第51期 (2016年3月期)	第52期 (2017年3月期)	第53期 (当事業年度) (2017年12月期)
売上高(百万円)	4,752	5,220	5,387	2,931
経常利益又は経常損失 (△)(百万円)	815	1,075	615	△289
当期純利益(百万円)	548	826	487	21
1株当たり当期純利益(円)	96.91	142.29	77.55	2.67
総資産(百万円)	4,402	6,224	21,407	18,693
純資産(百万円)	3,047	3,813	6,056	6,582
1株当たり純資産額(円)	524.82	649.54	695.36	682.73

(注) 1. 2017年12月期は9ヶ月間(2017年4月1日から2017年12月31日まで)の変則決算となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から普通株主に帰属しない金額を引き、自己株式数控除後の期中平均発行済普通株式数で除して、また1株当たり純資産額は、純資産の合計額から普通株式に係らない金額を引き、自己株式数控除後の期末発行済普通株式数で除してそれぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
第 一 化 成 株 式 会 社	100百万円	100.0%	合 成 皮 革 製 品 の 製 造 ・ 販 売
U l t r a f a b r i c s I n c .	17,380千\$	100.0%	合成皮革製品の販売
Ultrafabrics Europe Ltd.	250千£	100.0%	合成皮革製品の販売
ウルトラファブリックス・ジャパン 株 式 会 社	10百万円	100.0%	合成皮革製品の販売

(注) 1. 当社は、2017年9月1日付で当社完全子会社であった株式会社ディー・エス・シーを吸収合併しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で当社の合成皮革事業を当社完全子会社の第一化成分割準備株式会社に承継させる会社分割を行いました。また同日付で、第一化成分割準備株式会社は商号を第一化成株式会社に変更しております。

3. 当社の完全子会社であるDKK US INC及びUltrafabrics, LLCは2017年6月30日付でDKK US INCを存続会社、Ultrafabrics, LLCを消滅会社とする吸収合併を行っております。また同日付で、DKK US INCは商号をUltrafabrics Inc.に変更しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
第一化成株式会社	東京都八王子市明神町3-20-6	3,740百万円	18,693百万円

(4) 対処すべき課題

① 生産の2ライン化

当社はこれまで長年にわたり埼玉県行田市にあります埼玉事業所の1ラインで生産しておりましたが、2016年4月に群馬県邑楽郡邑楽町の新工場が稼働し、一部の工程が2ラインとなりました。より高い品質と供給の安定性が求められる自動車、航空機等における用途拡大を目指す為に生産の完全2ライン化が必須であることから現在設備投資を進めており、2018年中頃の完成を予定しております。新しい2つのラインは、効率的な大量生産に適したラインと柔軟性のある少量生産に適したラインにより構成され、様々な顧客ニーズに応えることのできる体制となります。

② サステナビリティ（持続可能性）の重視

世界経済の成長によるハイエンドレザーへの需要が増加する一方、その需要を本革だけで満たすことは持続不可能な状況にあります。また、動物由来の素材の使用を避けたいという考え方も、欧米のデザイナーを中心に広がりを見せています。当社の製品は元来これらの流れに沿ったものではありませんが、当社の製品自体も持続可能なものでなくてはなりません。この観点から、生産における環境への負荷を最小限とするのは勿論のこと、植物由来やリサイクル原料の活用、CSR活動への取組強化等サステナビリティを重視した経営を目指します。

(5) 主要な事業内容（2017年12月31日現在）

区 分	主 要 製 品	売上高 構成比率
湿 式 合 成 皮 革	Brisa®、Ultraleather®、Ultratech 他	100.0%

(6) 主要な営業所及び工場（2017年12月31日現在）

① 当社

本社 東京都八王子市

② 子会社

第一化成株式会社	本社	東京都八王子市
	研究所	東京都八王子市
	埼玉事業所	埼玉県行田市
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
Ultrafabrics Inc.		米国ニューヨーク州
Ultrafabrics Europe Ltd.		英国レスターシャー州
ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社		東京都千代田区

(7) 使用人の状況（2017年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
222（6）名	21名増（1名減）

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
2（一）名	132名減（5名減）	47.9歳	0.2年

（注） 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社は、2017年10月1日付で持株会社体制へ移行したことにより、従業員数が132名、臨時雇用者数が5名それぞれ減少しております。

(8) 主要な借入先の状況（2017年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	13,747百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,091
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	500
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	244

(1) 株式の状況 (2017年12月31日現在)

- なお、発行可能株式総数は27,200,000株であります。

- A種優先株式 1,850,000株

- A種優先株式 4名

- (前事業年度比増減なし)

(注) 1. 当社は自己株式819,391株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

– 11 –

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2017年12月31日現在)

イ. 2015年3月13日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2015年4月20日に発行しております。

- ・新株予約権の数
364個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
364,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり821,000円（1株当たり821円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年4月21日から2019年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができます。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できません。
また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	32個	32,000株	4名
取締役（監査等委員）	10	10,000	1
合計	42	42,000	5

- (注) 1. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 取締役（監査等委員）保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。

ロ. 2016年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2016年9月23日に発行しております。

- ・新株予約権の数
3,820個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
382,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり52,200円（1株当たり522円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年9月24日から2021年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができます。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できません。
また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	900個	90,000株	5名
取締役（監査等委員）	130	13,000	2
合計	1,030	103,000	7

- （注）1. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 取締役（監査等委員）保有分は、新株予約権発行時に当社取締役及び監査役の地位にあった時に付与されたものであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。

ハ．2017年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権
 なお、当該新株予約権は2017年3月7日に発行しております。

- ・新株予約権の数
 1,200,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
 1,200,000株
- ・新株予約権の払込金額
 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 1個当たり1,024円（1株当たり1,024円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
 2017年4月1日から2022年3月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	1,200,000個	1,200,000株	2名
取締役（監査等委員）	—	—	—
合計	1,200,000	1,200,000	2

- （注） 1．上記取締役（監査等委員を除く）2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 2．取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ. 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権
2017年10月23日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2017年10月27日に発行しております。

- ・新株予約権の数

4,000個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

400,000株

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり339,000円（1株当たり3,390円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2019年10月28日から2022年6月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができます。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できません。

また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。

- ・当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
従業員	50個	5,000株	1名

ロ. 当事業年度中に子会社の役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権

②イに記載のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
子会社の役員及び従業員	3,950個	395,000株	41名

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2017年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 淳 文	第一化成株式会社代表取締役社長 Ultrafabrics Inc.社 Director
取 締 役	中 川 豊 彦	第一化成株式会社取締役
取 締 役	田 中 勉	第一化成株式会社取締役
取 締 役	吉 村 昇	経営企画部長兼財務部長 第一化成株式会社取締役 Ultrafabrics Inc.社 Director ウルトラファブリックス・ジャパン 株式会社代表取締役社長
取 締 役	ク レ イ ア ン ド リ ュ ー ゼ ン バ ー グ	Ultrafabrics Inc.社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役 ウルトラファブリックス・ジャパン 株 式 会 社 取 締 役
取 締 役	バ ー バ ラ ダニエルベッカー プ リ マ ッ ク	Ultrafabrics Inc.社 President Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役 ウルトラファブリックス・ジャパン 株 式 会 社 取 締 役
取 締 役 (監査等委員)	藤 村 俊 夫	
取 締 役 (監査等委員)	伊 丹 庸 之	
取 締 役 (監査等委員)	横 尾 彰	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾 彰氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾 彰氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
三浦宏平	2017年9月30日	任期満了	取 締 役 管 理 部 長
高山裕史	2017年9月30日	任期満了	取 締 役 監 査 室 長
尾城紳治	2017年9月30日	任期満了	取締役埼玉事業所次長
森 禧弘	2017年9月30日	任期満了	監 査 役

5. 2018年1月1日付で担当及び重要な兼職の状況のうち、第一化成株式会社について、以下の異動を行っております。

- ・中野淳文氏は、代表取締役社長から取締役就任いたしました。
- ・中川豊彦氏は、取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
- ・田中 勉氏は、取締役から代表取締役副社長に就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	8名 (1名)	84百万円 (3百万円)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3 (3)	2 (2)
監 査 役 （う ち 社 外 監 査 役）	3 (2)	6 (3)
合 計 （う ち 社 外 役 員）	11 (3)	92 (8)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお当社は、2017年10月1日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社へ移行前の取締役の報酬限度額は、1991年5月29日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第36回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、監査等委員会設置会社へ移行前の取締役について2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5百万円（監査等委員会設置会社へ移行前の取締役7名に対し4百万円、監査役1名に対し0百万円）。
 - ・当事業年度におけるストックオプション費用計上額4百万円（監査等委員会設置会社へ移行前の取締役8名に対し4百万円、監査役2名に対し0百万円）。
6. 社外取締役（監査等委員）1名は、当社子会社である第一化成株式会社の監査役を兼務しており、上記以外に当該子会社から0百万円支払われております。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 藤 村 俊 夫	2017年10月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回、監査等委員会4回のうち4回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員） 伊 丹 庸 之	2017年10月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回、監査等委員会4回のうち4回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員） 横 尾 彰	2017年10月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回、監査等委員会4回のうち4回に出席いたしました。主に金融業界における豊富な経験と幅広い見識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

（注）監査等委員会設置会社へ移行前の期間において、藤村俊夫氏は当社の社外取締役に、伊丹庸之氏及び横尾 彰氏は当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会20回のうち藤村俊夫氏は19回、伊丹庸之氏は7回、横尾 彰氏は6回出席しております。また、当該期間開催の監査役会9回のうち伊丹庸之氏は9回、横尾 彰氏は7回出席し、各々専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

清陽監査法人

新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった清陽監査法人は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	清陽監査法人	新日本有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	一百万円	120百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	—	120

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を定め、またコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
 - ・グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ・取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。
 - ・子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。
 - ・当社は「②損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務の執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

- ・当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社及び当社グループ会社の監査を行い、当社の取締役社長及び監査等委員会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。
- ⑥ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 当社及び子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・監査等委員会が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「内部監査部」に対し要望することができる。
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・「内部監査部」に所属する使用人及び監査等委員会スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
 - ・監査等委員会の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査等委員会からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- ⑨ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員及び監査等委員会スタッフが経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員会に回覧する。
 - ・監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ・内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - ・「内部監査部」が実施した内部監査の結果についても、監査等委員会に報告する。
 - ・監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
 - ・取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。
 - ・監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。

- ・内部監査部門は監査等委員会との連絡会議を定期的に、また必要に応じ
て開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等の業
務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる
体制とする。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
に関する事項
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限
る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員
の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又
は債務を処理する。

(2) 当該体制の運用状況

- ① 取締役の職務の執行について
当該事業年度において、取締役会は27回開催され、経営の基本方針の策
定、所定の重要事項につき審議・決定を行い、また定期的な業務執行状況
のレビュー等を通じて、職務執行の監督を実施しております。
- ② コンプライアンス体制について
当社役員及び従業員に対して、経営会議等において適宜コンプライアン
ス情報を周知させ、社内教育等を通じてコンプライアンスの基本的事項の
再確認となるよう研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っており
ます。
- ③ 内部監査の実施について
内部監査部が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役
会に報告を行っております。また監査等委員会に対しても監査結果の報告
を行っております。
- ④ 監査等委員の職務執行について
監査等委員は、監査等委員会で策定した監査方針並びに監査計画に基づ
き、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたし
ました。また会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定
期報告を受けるほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。
なお、当事業年度は監査等委員会を4回開催しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定的な配
当を行うことを基本方針とし、さらに経営成績及び今後の事業展開、健全な
経営体質の維持のために必要な内部留保の確保等を勘案して、配当を実施い
たします。今後も長期的に株主の皆様のご期待に沿う配当政策を進めてまい
ります。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	5,243	流 動 負 債	5,226
現金及び現金同等物	1,680	有 利 子 負 債	3,578
営業債権及びその他の債権	1,275	営業債務及びその他の債務	1,312
その他の金融資産	666	その他の金融負債	160
棚 卸 資 産	1,440	引 当 金	34
その他の流動資産	182	その他の流動負債	142
非 流 動 資 産	21,674	非 流 動 負 債	12,491
有形固定資産	4,858	有 利 子 負 債	11,931
の れ ん	8,091	退職給付に係る負債	168
無 形 資 産	8,336	引 当 金	8
その他の金融資産	201	繰 延 税 金 負 債	320
繰 延 税 金 資 産	187	その他の非流動負債	63
その他の非流動資産	1	負 債 合 計	17,716
資 産 合 計	26,917	資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	9,201
		資 本 金	1,387
		資 本 剰 余 金	1,846
		利 益 剰 余 金	6,524
		自 己 株 式	△469
		その他の資本の構成要素	△87
		資 本 合 計	9,201
		負 債 及 び 資 本 合 計	26,917

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2017年4月1日から
2017年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 収 益	7,848
売 上 原 価	△3,907
売 上 総 利 益	3,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△3,353
そ の 他 の 収 益	21
そ の 他 の 費 用	△37
営 業 利 益	572
金 融 収 益	31
金 融 費 用	△399
税 引 前 当 期 利 益	204
法 人 所 得 税 費 用	△134
当 期 利 益	71
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	71
非 支 配 持 分	—
当 期 利 益	71

（注） 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2017年4月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計
2017年4月1日残高	1,387	1,328	6,598	△611	△20	8,682
当期利益	—	—	71	—	—	71
その他の包括利益	—	—	—	—	△73	△73
当期包括利益合計	—	—	71	—	△73	△3
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	142	—	142
ストック・オプションの行使	—	101	—	—	—	101
配当金	—	—	△139	—	—	△139
株式に基づく報酬取引	—	418	—	—	—	418
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△6	—	6	—
所有者との取引額合計	—	518	△144	142	6	521
2017年12月31日残高	1,387	1,846	6,524	△469	△87	9,201

	資本合計
2017年4月1日残高	8,682
当期利益	71
その他の包括利益	△73
当期包括利益合計	△3
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	142
ストック・オプションの行使	101
配当金	△139
株式に基づく報酬取引	418
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—
所有者との取引額合計	521
2017年12月31日残高	9,201

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,852	流 動 負 債	1,054
		1年内返済予定の長期借入金	958
現 金 及 び 預 金	469	未 払 金	14
		未 払 費 用	75
前 払 費 用	1	未 払 法 人 税 等	3
		預 り 金	0
未 収 利 息	215	そ の 他	3
		固 定 負 債	11,058
関係会社短期貸付金	958	長 期 借 入 金	11,056
		繰 延 税 金 負 債	2
		負 債 の 部 合 計	12,111
未 収 還 付 法 人 税 等	24	純 資 産 の 部	
そ の 他	184	株 主 資 本	6,061
固 定 資 産	16,841	資 本 金	1,387
		資 本 剰 余 金	1,312
投資その他の資産	16,841	資 本 準 備 金	1,211
		そ の 他 資 本 剰 余 金	101
関 係 会 社 株 式	5,785	利 益 剰 余 金	3,852
		利 益 準 備 金	94
関係会社長期貸付金	11,056	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,758
資 産 の 部 合 計	18,693	別 途 積 立 金	1,710
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,048
		自 己 株 式	△489
		新 株 予 約 権	521
		純 資 産 の 部 合 計	6,582
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	18,693

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

（2017年4月1日から
2017年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		2,931
売 上 原 価		2,239
売 上 総 利 益		692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,064
営 業 利 益		△372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	422	
そ の 他	3	425
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	327	
資 金 調 達 費 用	2	
そ の 他	13	342
経 常 利 益		△289
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	443	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1	443
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86	
法 人 税 等 調 整 額	30	116
当 期 純 利 益		21

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,387
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,387
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,211
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,211
その他資本剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
自己株式の処分	101
当期変動額合計	101
当期末残高	101
資本剰余金合計	
当期首残高	1,211
当期変動額	
自己株式の処分	101
当期変動額合計	101
当期末残高	1,312
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	94
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	94

(単位：百万円)

科目	金額
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,710
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,710
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,165
当期変動額	
剰余金の配当	△139
当期純利益	21
当期変動額合計	△117
当期末残高	2,048
利益剰余金合計	
当期首残高	3,969
当期変動額	
剰余金の配当	△139
当期純利益	21
当期変動額合計	△117
当期末残高	3,852
自己株式	
当期首残高	△631
当期変動額	
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	142
当期変動額合計	142
当期末残高	△489
株主資本合計	
当期首残高	5,936
当期変動額	
剰余金の配当	△139
当期純利益	21
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	243
当期変動額合計	125
当期末残高	6,061

(単位：百万円)

科目	金額
新株予約権	
当期首残高	120
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	401
当期変動額合計	401
当期末残高	521
純資産合計	
当期首残高	6,056
当期変動額	
剰余金の配当	△139
当期純利益	21
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	243
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	401
当期変動額合計	526
当期末残高	6,582

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月27日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸 山 高 雄

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 村 康 行

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社（旧会社名 第一化成株式会社）の2017年4月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社（旧会社名 第一化成株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月27日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸 山 高 雄

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 村 康 行

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社（旧会社名 第一化成株式会社）の2017年4月1日から2017年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2017年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月28日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 藤 村 俊 夫 ⑩

監査等委員 伊 丹 庸 之 ⑩

監査等委員 横 尾 彰 ⑩

(注) 監査等委員 藤村俊夫、伊丹庸之、横尾 彰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績や今般の買収による統合効果を見据えての事業展開・経営環境等を勘案しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類（当社普通株式及び当社A種優先株式）

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき金18円
--------	-----------

配当総額	107,650,962円
------	--------------

当社A種優先株式	1株につき金19円
----------	-----------

配当金の総額	35,150,000円
--------	-------------

配当金合計	142,800,962円
-------	--------------

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

当社普通株式	2018年3月30日
--------	------------

当社A種優先株式	2018年3月30日
----------	------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	なか の きよ ふみ 中 野 淳 文 (1957年3月31日)	1981年8月 シティバンク・エヌ・エイ東京支 店 入行 1992年11月 バンカース・トラスト銀行東京支 店 入行 1998年11月 UBSウォーバーグ証券会社東京 支店 入社 2002年6月 当社 監査役 2012年6月 当社 取締役 社長室長 2014年6月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 取締役 Ultrafabrics Inc. 社 Director	普通株式 185,800株 A種優先株式 - 株
2	なか がわ とよ ひこ 中 川 豊 彦 (1959年4月21日)	1983年4月 当社 入社 1999年4月 当社 埼玉事業所生産部技術課長 2004年4月 当社 埼玉事業所次長兼製造技術 課長 2014年6月 当社 取締役 埼玉事業所長 2016年6月 当社 常務取締役 埼玉事業所長 2017年10月 当社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 代表取締役社長	普通株式 28,500株 A種優先株式 - 株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	た な か つとむ 田 中 勉 (1957年 1 月 25 日)	1977年 3 月 当社 入社 1999年 4 月 当社 開発部開発課長 2013年 4 月 当社 技術部長 2014年 6 月 当社 取締役 技術部長兼品質保 証部長 2016年 6 月 当社 常務取締役 技術部長兼品 質保証部長 2017年10月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 代表取締役副社長	普通株式 27,000株 A種優先株式 - 株
4	よ し む ら のぼる 吉 村 昇 (1962年 4 月 20 日)	1999年 4 月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年 1 月 株式会社レコフ 入社 2011年 5 月 株式会社クレハ・バッテリー・マ テリアルズ・ジャパン 入社 2016年 4 月 当社 入社 社長室長 2016年 7 月 当社 社長室長兼営業部長代理 2017年10月 当社 取締役 経営企画部長兼 財務部長 2018年 1 月 当社 取締役 経営管理部長 (現任) (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 取締役 Ultrafabrics Inc. 社 Director ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社 代表取締役社長	普通株式 - 株 A種優先株式 - 株
5	ク レ イ ア ン ド リ ュ ー ローゼンバーグ (1958年 4 月 4 日)	1980年 6 月 Gallo Wines社 入社 1984年 9 月 Spring Industries社 入社 1999年 1 月 Ultrafabrics, LLC社 (現 Ultrafabrics Inc.) 設立 CEO (現任) 2017年10月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Ultrafabrics Inc. 社 CEO ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社 取締役 Ultrafabrics Europe Ltd. 社 取締役	普通株式 - 株 A種優先株式 1,062,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	バ ー バ ラ ダニエルベッカー プ リ マ ッ ク (1967年8月15日)	1989年7月 Saks Fifth Avenue社 入社 1992年4月 Spring Industries社 入社 1999年1月 Ultrafabrics, LLC社 (現 Ultrafabrics Inc.) 設立 President (現任) 2017年10月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Ultrafabrics Inc. 社 President ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社 取締役 Ultrafabrics Europe Ltd. 社 取締役	普通株式 - 株 A種優先株式 604,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することとしたと、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ み うら こう へい 三 浦 宏 平 (1954年1月13日)	2004年6月 当社入社 管理部総務課長 2006年7月 当社 管理部次長兼総務課長 2014年6月 当社取締役 社長室長兼管理部次長 2015年6月 当社取締役 管理部長 2017年10月 第一化成株式会社取締役 管理部長 (重要な兼職の状況) 第一化成株式会社 取締役 ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社監査役	普通株式 29,000株 A種優先株式 - 株

(注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 三浦宏平氏は、現在子会社第一化成株式会社の取締役ですが、当社の監査等委員に就任するまでに退任し、監査役に就任する予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月22日開催の当社第52回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）として設定いたしたいと存じます。

なお、取締役会及び監査等委員会は、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第2号議案が原案通り承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、

当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役は特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社及び当社完全子会社の使用人に対し、割り当てる予定です。

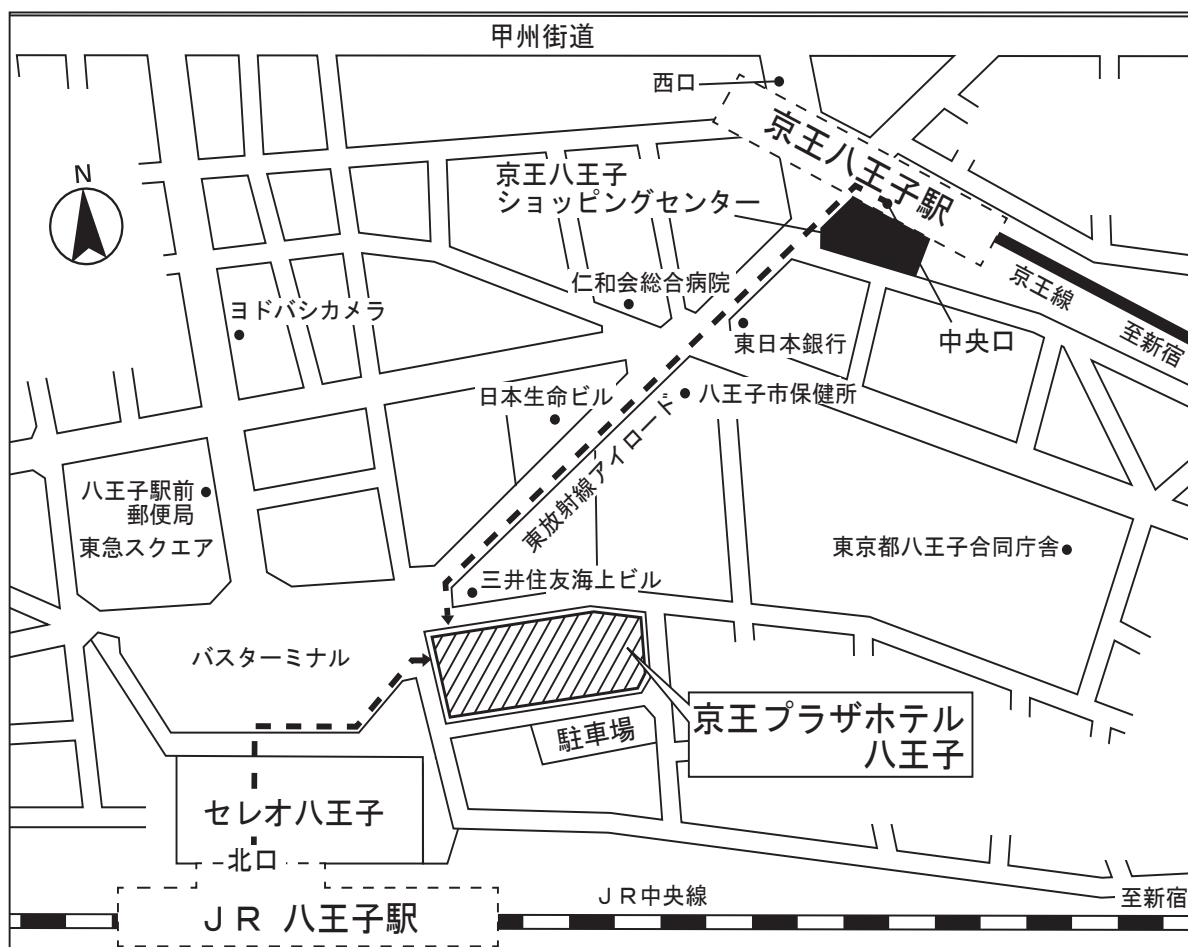
以 上

株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階 翔王の間

東京都八王子市旭町14番1号

TEL 042 (656) 3111



●交通のご案内

- ・ J R 八王子駅 北口から徒歩約3分
- ・ 京王八王子駅 中央口から徒歩約5分

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第53期（2017年4月1日～2017年12月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、当連結会計年度から、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に従って作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 新基準の早期適用

当社グループは以下の基準を早期適用しております。

IFRS	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第2号	株式に基づく報酬	株式に基づく報酬取引の分類及び測定に関する会計処理の明確化
IFRS第9号	金融商品	一般ヘッジに係るヘッジ会計の改訂、金融資産の分類及び測定、減損の会計処理
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	顧客との契約に適用する収益認識のための会計処理の設定

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社
主要な連結子会社の名称 第一化成株式会社
Ultrafabrics Inc.

連結範囲の重要な変更

当社の100%出資により、平成29年5月22日付で、第一化成分割準備株式会社を設立し、当連結会計期間から同社を連結の範囲に含めております。

なお、当社グループは、平成29年10月1日付をもって持株会社体制へ移行し、当社は商号を「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に変更しております。また、当社が営んでいた合成皮革事業は会社分割により承継会社（完全子会社）である「第一化成株式会社」（平成29年10月1日付にて第一化成分割準備株式会社より商号変更）へ承継しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社は2017年12月31日に終了する連結会計年度から連結財務諸表の報告日を従来の3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い当連結会計年度は2017年4月1日より2017年12月31日の9か月となっております。

なお、すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品に対する投資を除き、個々の資本性金融商品に対する投資ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品に対する投資のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値

- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

② 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上でヘッジの有効性の要求を満たすことが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての連結会計期間にわたって実際にヘッジの有効性の要求を満たしているか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ

手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として先入先出法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	2～38年
・機械装置及び運搬具	2～8年
・工具器具及び備品	2～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア	5年
・顧客関連資産	13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) リース資産の減価償却方法

リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

(6) のれんに関する事項

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の金額を上限として戻し入れます。

(8) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

(9) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(10) 収益の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻し及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

① 物品の販売

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買手に移転したときに認識しており、通常は物品の引渡時点で認識しています。物品の販売からの収益は、返品、値引き、割戻し及び売上割引を控除後の、受領した又は受領可能となる対価の公正価値から、割引、割戻し及び関連する税金を控除した金額で測定しています。

② サービスの提供

当社グループにおけるサービス提供は、主として生産委託契約に基づく製品の組立加工、設備等の販売に付随して発生する技術指導等であり、通常短期間で完了します。当該取引の収益は、サービス提供時に発生主義で認識しております。

③ 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

④ 配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

(11) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額の累計額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 2,180百万円

(2) 連結処理により相殺消去されている担保に供している資産

子会社株式（金額は当社グループの取得原価） 5,785百万円

(3) 担保に係る債務

有利子負債 15,509百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,223百万円

連結損益計算書に関する注記

1. その他の費用の内容

固定資産除却損 37百万円

その他 0百万円

合計 37百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,800,000株

A種優先株式 1,850,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普 通 株 式	103	18.00	2017年3月31日	2017年6月23日
	A種優先株式	35	19.00	2017年3月31日	2017年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普 通 株 式	108	18.00	2017年12月31日	2018年3月30日
	A種優先株式	35	19.00	2017年12月31日	2018年3月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 121,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権のうち受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有利子負債の使途は運転資金（主として短期借入金）および設備投資資金（長期借入金）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行う方針であり、投機目的の取引は行わないこととしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2017年12月31日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
資 産		
現金及び現金同等物	1,680	1,680
営業債権及びその他の債権	1,275	1,275
その他の金融資産	867	867
合 計	3,822	3,822
負 債		
営業債務及びその他の債務	1,312	1,312
有利子負債	15,509	15,509
その他の金融負債	160	160
合 計	16,981	16,981

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については類似企業比較法により算定しております。

デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

（有利子負債）

有利子負債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,099円34銭
基本的1株当たり当期利益	8円94銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度末においては引当金残高はありません。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
なお、当事業年度末においては引当金残高はありません。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。
なお、当事業年度末においては引当金残高はありません。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当事業年度末においては引当金残高はありません。 |

(4) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|-----------|---|
| ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理によっております。 |
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	5,785百万円
計	5,785百万円

② 担保に係る債務

1年以内に返済予定の長期借入金	958百万円
長期借入金	11,056百万円
計	12,014百万円

(2) 保証債務

2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

第一化成株式会社	2,477百万円
計	2,477百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

①未収利息	215百万円
②立替金	177百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	2,450百万円
(2) 販売費及び一般管理費	31百万円
(3) 営業取引以外の取引高	411百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,057千株	0千株	238千株	819千株

- (注) 1. 普通株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2. 普通株式の数の減少238千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債	
未収事業税	△2百万円
未収分配金	△2百万円
繰延税金負債合計	△4百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	1.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.5%
株式報酬費用	128.6%
子会社合併による影響額	△69.7%
その他	△4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.6%

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内 容 または 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
					役員の 兼任等	事 業 の 関 係				
子会社	第一化成㈱	100 百万円	製 造 事 業	所有直接 100.00	5	グループ 経営管理等	資本金の払込	10	—	—
							会社分割 分割資産合計 分割負債合計 (注 2)	7,893 4,163		
							重畳的債務引受 (注 3)	2,477		
							当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注 4)	12,014		
	Ultrafabrics Inc. (注5)	17,380 千\$	商 社 事 業	所有直接 100.00	4	グループ 経営管理等	製品の販売 (注 2、6)	2,390	関係会 社短期 貸付金	958
							営業費用 (注 2)	31	関係会 社長期 貸付金	11,056
							利息の受取 (注 7)	387	未収利 息	215
							当社の銀行借 入に対する債 務被保証 (注 4)	12,014	そ の 他 流動資 産	177
	Ultrafabrics Europe Ltd.	250 千£	商 社 事 業	所有間接 100.00	2	グループ 経営管理等	製品の販売 (注 2、6)	60	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 2017年10月1日付で、当社グループは持株会社体制に移行し、当社の合成皮革事業を会社分割により第一化成分割準備株式会社に承継させるとともに、当社の商号を「第一化成株式会社」から「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」、「第一化成分割準備株式会社」の商号を「第一化成株式会社」に変更しております。このため、製品の販売及び営業費用の取引金額は持株会社体制移行前の取引金額を記載しております。
3. 2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。
4. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
5. 2017年6月30日付で、DKK US INC.（合併存続会社）はUltrafabrics, LLC（合併消滅会社）と合併を行い、商号をUltrafabrics Inc.に変更いたしました。2017年6月30日まではDKK US INC. 及びUltrafabrics, LLCとの取引金額を、2017年7月1日以降は合併後のUltrafabrics Inc. との取引金額を合算して記載しております。
6. Ultrafabrics Inc. 及びUltrafabrics Europe Ltd. への製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。また、為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替変動による損益を折半する契約を結んでおります。
7. Ultrafabrics Inc. への資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 682円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円67銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。